

いのちのとりで裁判

愛媛アクションNEWS

いのちのとりで裁判 愛媛アクション

〒791-1102 松山市来住町 1091-1
愛媛医療生協内 TEL.089-990-8677



<https://www.facebook.com/ehimeseizonken/>

発行日/2024年5月17日 VOL.37

第30回裁判期日 報告

裁判所前でスタンディングに12名

3月13日、松山地裁で第30回裁判がありました。公判前、13時より12名で、パネルや旗を持っての、スタンディング宣伝行動を行いました。

裁判には、多くの人が傍聴席を埋めました。原告・傍聴席には15名の参加でした。

まず、弁護団からは二つの準備書面により、生活保護基準引き下げの「デフレ調整」と「ゆがみ調整」の問題点を指摘しました。

裁判後の報告集会には、裁判参加者等12名が参加しました。裁判内容の解説を弁護団よりして頂きました。そして、今後の裁判日程として、6月12日と7月3日が予定されており、結審に向けての段階となっているとの報告でした。



地裁は勝ち越し、高裁は厳しい判決

全国30の裁判所で提訴された「いのちのとりで裁判」は、これまでに26の地裁で判決が出され、最近では勝訴が続いています。

2月22日の津地裁で勝訴判決となり、地裁判決は15勝11敗の現状です。

ところが、高裁レベルでは、名古屋高裁で国の賠償責任まで認める画期的な判決でした

次回裁判のお知らせ

次回第31回期日は、松山地方裁判所にて6月12日(水)14時から行われます。傍聴ならびにご支援をよろしくお願いいたします。

★スタンディング宣伝(裁判所前) 13:00~13:30

★報告集会 14:45頃~(予定)

が、その他は3敗となって居り厳しい状況です。被告・国も巻き返しに躍起になっているものと思われます。

愛媛の結審も近づいており、全国のたたかいと連帯した運動の盛り上げが求められます。

(表) 判決一覧 (2024.4.26時点)

1	2020年6月25日	名古屋地裁	×
2	2021年2月22日	大阪地裁	○
3	2021年3月29日	札幌地裁	×
4	2021年5月12日	福岡地裁	×
5	2021年9月14日	京都地裁	×
6	2021年11月25日	金沢地裁	×
7	2021年12月16日	神戸地裁	×
8	2022年3月7日	秋田地裁	×
9	2022年5月13日	佐賀地裁	×
10	2022年5月25日	熊本地裁	○
11	2022年6月24日	東京地裁	○
12	2022年7月27日	仙台地裁	×
13	2022年10月19日	横浜地裁	○
14	2023年2月10日	宮崎地裁	○
15	2023年3月24日	青森地裁	○
16	2023年3月24日	和歌山地裁	○
17	2023年3月29日	さいたま地裁	○
18	2023年4月11日	奈良地裁	○
19	2023年4月13日	大津地裁	×
①	2023年4月14日	大阪高裁	×
20	2023年5月26日	千葉地裁	○
21	2023年5月30日	静岡地裁	○
22	2023年10月2日	広島地裁	○
②	2023年11月30日	名古屋高裁	○
23	2023年12月14日	那覇地裁	×
24	2024年1月15日	鹿児島地裁	○
25	2024年1月24日	富山地裁	○
26	2024年2月22日	津地裁	○
③	2024年3月14日	仙台高裁(秋田訴訟)	×
④	2024年4月26日	大阪高裁(兵庫訴訟)	×

○…処分取消し請求認容(原告勝訴) ×…請求棄却(原告敗訴)

愛媛アクション 第13回総会ご案内

2014年に42名の原告により始まった「愛媛・人間らしく生きたい裁判」は、今年10年目となります。

この裁判を支援する「いのちのとりで裁判愛媛アクション」の定期総会を下記のとおり開催します。多くの参加団体・個人の皆さんのご参加をお願いします。

- ・日時 7月20日(土) 13:30~15:30
- ・場所 県民文化会館 別館13会議室
- ・内容 講演「いのちのとりで裁判 判決に向けて」鈴木静先生(愛媛大学教授)
弁護士・原告・支援からの発言
活動の振り返りと課題 会計

四季録

2012年第2次安倍内閣が発足する直前の総選挙で自民党は生活保護費10%削減を公約に入れた。この年は保守系議員の中で「生活保護パッシング」が強まり、一部週刊誌なども追隨した。民主党から政権奪取した安倍内閣は13年4月から3年間かけて、生活扶助基準を平均6.5%、最大10%(年間削減額約670億円)引き下げた。

ニmam(国家による生活最低保障基準)であるとして。現在、全国30の地域で千人以上の原告が「いのちのとりで裁判」を闘っている。

この生存権の基準を問う裁判闘争は現代史的意義を持つものと考えられる。経済的に底辺に置かれた地域住民が、これだけの集団で厚生労働大臣の決定に不服を申し立てる裁判であり、愛媛では初である。

生活保護基準額が生活保護法により厚生大臣の裁量権に属することは争点でない。厚生省によれば、670億円削減の内、デフレ調整が580億円、一般低所得者との比較による「ゆがみ調整」が90億円とされた。

裁判ではその決定のあり方が問われた。原告たちは「デフレ調整」は従来の総務省消費物価を問わず厚労省が独自に設定した統計に基づき、これによってパソコンや大型電気製品などは下がったかもしれないが、食費は上がっていることを主張。また、「ゆがみ調整」も試算額の2分の1実施という恣意的判断がある指摘した。

何よりも、厚生大臣の裁量権を認めるとしても、専門家(審議会)の意見を踏まえずに判断していることが問題とされた。

現在までに、22地裁の判決が出され原告の12勝10敗である。当初は敗訴判決が続いたが、この1年は潮目が変わり9勝1敗(富長 泰行・近代史文庫会員)と勝訴判決が増えている。

また、請求を退けた福岡、京都、金沢の3地裁の判決文には「NHK受診料の誤記が続き、「二コピペ」判決ではないかと批判され、最高裁長官代理が国会で「国民に疑念を生じさせたのは重く受け止める」と発言するに至った。原告勝訴となった宮崎地裁では、裁判長が提訴から8年を要して原告1名が亡くなったことに触れて「判決を受けることができなかった原告がいることは一裁判官として遺憾」と、裁判官の良心を示した。

最近、芸能事務所性の加害や自衛隊でのセクハラ被告、ジェンダー平等など「人権」を問いつつ事柄が増えている。先週の名古屋高裁での原告勝訴もその流れを加速させるだろう。

いのちのとりで裁判 全国アクションより

- 総会・記念集会
6月17日(月)
12:00~14:00
衆議院第2議員会館
リモート参加可能
★愛媛からみんなで参加!
教育会館1階会議室にて

- 最高裁に向けた署名
全国で100万めざす署名等
- 新リーフレットを作成予定

今後の予定

- 6/5 いのとり全国運営委員会
- 6/12 松山地裁 第31回期日
- 6/13 東京地裁判決
- 6/17 いのとり全国総会記念集会
- 6/24 いのとり愛媛役員会議
- 7/3 松山地裁 第32回期日
- 7/20 いのとり愛媛総会
- 10/3 日弁連人権大会(名古屋)



津地裁も引き続き勝訴！

「自民党の選挙公約に忖度」と断罪



(よろこびを分かち合う原告らと弁護士)

地裁では15例目の勝訴

2024年2月22日、桑名市・四日市市・津市・松阪市在住の生活保護利用者が桑名市・四日市市・津市・松阪市を被告として提起した裁判で、津地方裁判所は保護費の減額処分の取消しを命じる原告勝訴判決を言い渡しました。

昨年11月30日の名古屋高裁での勝訴の後、那覇地裁では敗訴したものの、鹿児島地裁、富山地裁、津地裁と連続しての原告勝訴判決となりました。これで地裁では、15勝11敗。一昨年5月の熊本地裁判決からは高裁も含めて14勝4敗と、厚生労働大臣の処分の違法性を認める流れには揺るぎがありません。

自民党の「選挙公約に忖度」を認定

判決は、厚生労働省が生活保護費10%削減という自民党の「選挙公約に忖度」したことを一連の裁判で初めて真正面から認定しました。

そのうえで、「専門的知見に基づく検討が極めて不十分であったにもかかわらず、極めて拙速に本件改定に及んだのは、上記選挙公約の下で『生活保護パッシング』に現れたような国民の不公平感・不信感が醸成されていたことを背景に、たとえ専門

的知見に反してでも、反対意見を排除して早急に生活扶助基準を引き下げるといった政治的方針を実現しようとしたものとみるほかない」と「専門的知見を度外視した政治的判断」を厳しく指摘し、「考慮すべき事項ではない事項を考慮したもの」として、厚生労働大臣に裁量権の逸脱または濫用があるとしました。

デフレ調整は違法

これまでの判決同様、デフレ調整については基準部会をはじめとする専門家の意見を無視ないし著しく軽視しており、判断の過程に過誤または欠落があることが強く疑われる等とし、違法を認めました。

弁護団が主張してきた内容に沿った判決

判決後に開いた報告集会で、弁護団長の石坂俊雄弁護士は、「ほとんど我々弁護団が主張してきた内容に沿った判決で意味ある判決を得た」と述べました。



(記者会見の様子。原告の加納さん(左)、高岡さん(右))

原告は「今日の判決でほっとした」

原告の津市の70代の男性は「8年ぐらい前から生活は本当に苦しかった。ようやく判決を聞いて良かった」と話していました。また、松阪市の女性(70代)も「生活は苦しかった。なぜ苦しまなければいけないのかと思っていたが、今日の判決でほっとした」と話しました。

仙台高裁(秋田訴訟)判決を受け、 3.15緊急院内集会を開催

不当判決に抗議する緊急院内集会

3月14日、仙台高裁秋田支部は、原告側が高裁で提出した証言や意見書などに全く言及しない、たった20枚の判決文で原告敗訴判決を言い渡しました。

この判決を受け、翌15日、いのちのとりにて裁判全国アクションは緊急院内集会を開催しました。



(緊急報告をする秋田訴訟弁護団ら)

たった20枚、結論ありきの手抜き判決

秋田の弁護団である虹川高範弁護士は「たった20枚の判決文。結論ありき。高裁で提出した証言や意見書などに言及がまったくなく、手抜き判決だ」と批判しました。

原告は我慢しても子どもに食べさせる現実

原告団長の桜田雅美さんは「原告に誰ひとり3食食べている人はいない。障害のある子どもを育てている女性は、自分は我慢してでも子どもには食べさせていると訴えた。そんな現実が一言もなかった」と訴えました。

全国の原告から共にたたかう決意を

引き続き、全国の原告、支援者らが発言しました。オンラインで三重、富山、鹿児島、大阪から、会場参加した愛知、北海道、埼玉、神奈川、東京から、不当判決に負けずに共にたたかう決意を次々と述べました。

「判決に至っていない4地裁でのたたかいを強める」と行動提起

行動提起として「いのちのとりにて裁判の到達点と今後の行動提起」について尾藤共同代表が講演。高裁、最高裁だけでなく、判決に至っていない4地裁でのたたかいを強めていくことが重要だと強調しました。

集会でご挨拶いただいた国会議員の方々

ご挨拶いただいた方々、以下の通りです(到着順)。大椿ゆう子参院議員(社民党)、宮本徹衆院議員(日本共産党)、高橋千鶴子衆院議員(日本共産党)、天島大輔参院議員(れいわ新選組)、打越さく良参院議員(立憲民主党)です。

また、阿部知子衆院議員(立憲民主党)からはメッセージが寄せられ、代読いたしました。倉林明子参院議員(日本共産党)も公務の都合で開会前にお越しになり、スタッフを激励いただきました。

直近の判決日と 地裁判決を待つ地域

これから予定されている判決は、以下の通りです。

大阪高裁(兵庫訴訟)4月26日(金)午後3時
東京地裁・新生存権 6月13日(木)午後3時
※翌週6月17日(月)に当会総会を兼ねた院内集会を予定しています。

また、地裁判決判決を待つ地域は、以下の通りです。

愛媛(次回期日は6月12日(水)午後2時)
群馬(次回期日は7月10日(水)午後2時半)
岡山(判決日未定)

鈴鹿市自動車利用禁止事件も勝訴！

停止処分を取り消し、国家賠償を命じる

鈴鹿市自動車利用禁止事件とは

三重県鈴鹿市に住む身体に障害や難病のある原告さん親子(80代母親と50代息子)は、数年前から生活保護の利用を開始しました。当初、通院のための自動車保有を認められていましたが、後に福祉事務所から運転記録の提出を求められました。自動車を本当に通院のためだけに利用しているのか、日付や行先、自動車メーターを記録で管理しようとしたのです。これに納得できない原告さん親子が提出を拒否したところ生活保護の停止処分を受けたという事件です。

生活保護を停止すれば生命の危険も

3月21日、津地方裁判所の竹内浩史裁判長は「親子は通院だけでなく、買い物などに車を利用するなという指示への違反はあったが、日常生活に不可欠な範囲で利用することは自立した生活を送ることに

資するもので、違反の程度は軽微だ。生活保護を停止すれば、医療費などの支出が困難になることは容易に想像でき、生命の危険も生じうる。親子が被る不利益は甚大で、処分は違法だ」と指摘しました。そのうえで、生活保護を停止する市の処分を取り消し、親子それぞれに10万円を賠償するよう命じる判決を言い渡しました。

「病室にいる息子に知らせたい」

原告は、「裁判所は今回の処分をおかしいと言ってくれた。嬉しい。病室にいる息子に早く知らせたい」と話しました。弁護団はこの判決を高く評価しながらも、この判決がきちんと機能するよう厚労省などに働きかけていきたいと、今後を見据えています。



(判決後の記者会見には多くのマスコミが参加)

移動の自由の保障を

この裁判では障害のある生活保護利用者の移動の自由の保障も問われています。移動の自由は、憲法22条1項で保障されており、障害者権利条約20条にもうたわれています。通院に自動車が必要ということは、生活の移動全般ができないということです。そのことについて、通院以外に自動車の利用を禁じることは、「日常生活では移動するな」と言っているのと同じです。障害のある方に移動の自由を保障する観点からも、自動車の利用の制限は許されません。



(勝訴判決を原告や支援者らと喜ぶ弁護士)

熊本・生活保護世帯で正看護師取得は贅沢か 福岡高裁で不当判決！

若者の自立に背を向けた最低最悪の判決

生活保護世帯の若者（祖父母と同居する孫）の正看護師資格取得の必要性を認め、熊本県の保護廃止処分を取り消した一審判決（本ニュースレター19号）後、被告熊本県の控訴を受けた福岡高裁判決（令和6年3月22日）で、よもやの、一審原告敗訴の逆転判決が出されました。本判決は被告熊本県の主張を鵜呑みにし、生活保護世帯の若者の自立に背を向けた最低最悪の判決といってよいものです。

判決のポイント(下線は筆者)

- ①「孫は看護専門学校での就学を経て、平成28年3月に准看護師の資格を取得し、同年4月以降、病院に勤務し月16万円程度の収入を得ていたのであり、その結果、孫を含む被控訴人世帯の収入合計額は最低生活費を約6万円上回るようになったのであるから、被控訴人世帯は、孫の就学・資格取得により、自立を一応達成することができた。」
- ②「孫が看護師の資格取得を目指していたという主観的事情は、自立の目的の達成に関する判断を左右しない。」
- ③「生業扶助の対象とならない専修学校で就学している場合で、被分離者の収入が就学費用及び生活費を上回る時は、出身世帯に対する扶養の履行を求めべきであり、被分離者がこれらの扱いに協力しない場合は、世帯単位の原則に立ち返って世帯分離を解除し、保護の停廃止を検討すべきとされており、これらは（略）法の趣旨に沿うものと解される」
- ④「仮に、世帯分離の解除によって孫が事実上生活保持義務と同様の負担をすることになったとしても、それは、同一世帯として生活を営んでいることの結果であって、孫に不当な責任を負わせることにはならない。」

判決の問題点

判旨のうち、①は、看護師を目指す学生にとっては正看取得がトレンドになっているもとの、甚だしい事実誤認です。また、最低生活費を上回る6万円は正看課程3年次で必要なお金でした。

したがって、②のように正看取得を目指すのは多数の看護学生にとっては当然であり、本件孫の「主観的事情」でもなんでもありません。

③は、行政通知が、世帯分離された若者に収入があったとしても、ただちに世帯分離を解除するのではなくまずは出身世帯への扶養を求めるべきという運用を捉えて、それに従わなかった本件孫は世帯分離を解除され、自己の収入を世帯のために使うことになってもらえないとするものですが、行政通知にはそのようなことは書いてありません。この部分は明らかに行政通知の誤読です。生活保護法4条2項扶養義務の扱いからすれば明らかな誤りです。

さらに、世帯分離を解除されるということは、孫の収入を祖父母の生活費に使えということになり、実態としては、孫に祖父母を養えと強制することになります。実際、世間で孫が祖父母を扶養している例など皆無でしょう。

生活保護世帯の若者に未来を！

結局、本判決は、生活保護世帯の若者にとって「准看資格で十分。正看は自立に余分」、「孫は祖父母を養え」という、看護師養成の実態にも合わず、生活保護世帯の若者の未来を閉ざす、偏見に満ちた最低最悪の判決といわざるを得ません。

原告や弁護団は上告し何としても高裁判決の破棄を求めていく決意です。皆さんのさらなるご支援をお願いします。

吉永純（花園大学教授）

<いのちのとりにて裁判全国アクションへ入会・更新をお願いいたします>

HPより入会・更新手続きの上、年度会費をお振り込みください。

年度会費：（個人）1口500円、（団体）1口1000円

【口座】ゆうちょ銀行 記号番号14070-49720311 口座名義 いのちのとりにて裁判全国アクション

【他金融機関からの振り込みの場合】店名 408（読み ヨンゼロハチ） 店番 408

【預金種目】普通預金 【口座番号】4972031

HPをご覧にならない方は

①個人or団体の口数、②名前(所属)

③住所④電話⑤FAX⑥メールアドレスを

ご記入の上、いのちのとりにて

裁判全国アクション事務局まで

FAX(06-6363-3320)してください。